

小規模貯水槽水道保守点検表

	番号	点検事項	判定基準	判定
施設の 外観点検 (低置・ 高置)	1	水槽の周囲の 状態	・点検、清掃、修理等に支障のない空間の確保されていること。	
			・清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。	
			・水槽周辺にたまり水、湧水等がないこと。	
	2	受水槽本体の 状態	・内部の点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。	
			・亀裂・漏水箇所がないこと。	
			・雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないこと。	
	3	受水槽上部の 状態	・水位電極部、揚水管等の接合部は、固定され防水密閉されていること。	
			・水槽上部は水溜まりができない状態であり、ほこりその他衛生上有害なものが堆積していないこと。	
			・水槽のふたの直接上部には他の設備機器が置かれていないこと。	
	4	受水槽内部の 状態	・水槽の上床盤の直接上部には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと。	
			・汚泥、赤さび等沈積物、槽内壁や内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在せず、また掃除が定期的に行われていることが明らかであること。	
			・外壁塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないこと。	
			・当該施設以外の配管設備が設置されていないこと。	
	5	マンホールの 状態	・受水口と揚水口が近接していないこと。	
・水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。				
6	オーバーフロ ー管の状態	・ふたが防水密閉型のものであって、ほこりその他衛生上有害なものが入らないものであり、点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないものであること。		
		・管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。		
		・管端部の防虫網が確認でき、正常であること。また、網目の大きさは小動物等の侵入を防ぐのに十分なものであること。		
7	通気管の状態	・管端部と排水管の流水口等とは直接連絡されておらず、その間隔は逆流防止に十分な距離であること。		
		・管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。		
		・管端部の防虫網が確認でき正常であること。又、網目の大きさは小動物等の侵入を防ぐのに十分なものであること。		
8	水抜管の状態	・管端部として十分有効な断面積を有するものであること。		
		・管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、その間隔は逆流防止に十分な距離であること。		
9	給水管等の状 態	・当該設備以外の配管設備と直接連結されていないこと。		
		・水を汚染するおそれのある設備の中を貫通していないこと。		
水質点 検	10	臭気	給水栓における水に異常な臭気が認められないこと。	
	11	味	給水栓における水に異常な味が認められないこと。	
	12	色	給水栓における水に異常な色が認められないこと。	
	13	濁り	給水栓における水に異常な濁りが認められないこと。	
	14	残留塩素	検出されること。	
所見				